

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記 2 の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 1 5 号）第 1 7 条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和 8 年 9 月 1 5 日

金沢地方法務局七尾支局

登記官 梶 保 子

記

1 手続番号	2 表題部所有者不明土地に係る所在事項	3 地目	4 地積
第 2202-2024-0001 号	鹿島郡中能登町黒氏壺 4 6 番	ため池	6384 m ²
第 2202-2024-0003 号	鹿島郡中能登町黒氏参 9 番	ため池	2639 m ²
第 2202-2024-0004 号	鹿島郡中能登町黒氏参 3 1 番	ため池	3552 m ²
第 2202-2024-0008 号	鹿島郡中能登町黒氏壺壺 9 0 番	ため池	1990 m ²
第 2202-2024-0019 号	鹿島郡中能登町黒氏井乙 1 番	ため池	3.30 m ²